

凡例

一、本書は、江戸東京博物館が所蔵する「新古改撰誌記」（縦二二・七^セ×横一六・一^セ、縦帳）三二冊のうち巻五から巻八までの四冊を翻刻したものである。

一、「新古改撰誌記」は、幕府の中間頭の勤方に関する記録であるが、これについては田原昇氏の先行研究「江戸城内の運営と「五役」―新古改撰誌記より」（『東京都江戸東京博物館研究報告12号』二〇〇六年）があり、本書もこれに学んでいる。「新古改撰誌記」に頻出する五役（御中間・御小人・黒鍬之者・御掃除之者・御駕籠之者）の詳細については同論文を参照されたい。

一、当館が所蔵する「新古改撰誌記」は計三二冊であるが、巻号の表記により三冊の欠本が確認される。参考のため「新古改撰誌記」の内訳を表1のように一覧する。

一、翻刻にあたっては極力原文書の表記を尊重するように努め、左記のように編集を施した。

① 適宜、読点「、」および並列点「・」を付した。名前や役職名・地名等が連続して出てきた場合には並列点「・」を使用した。

② 当用漢字・常用漢字を原則（俗字・異体字は使わない）とし、ないものは正字を用いた。但し、国字がある場合には正字よりも国字を優先した。人名も同じ。

但し、躰・巾・抔・惣・炮・扣・坐・簀・儘・附・寐・釧・

鞆・註などは原文のままとした。

「せがれ」は「倅」、面積・容積の単位の「夕」は「勺」、「けんか」の「吡」は「嘩」、「みのがさ」の「簀」は「蓑」を使った。「抛鞘」のように「なげる」は「抛」を使った。

③ 衍字はそのまま表記し、右傍に（ママ）を付した。当て字・誤字は右傍に（ママ）あるいは（何カ）を付した。正しい字がわかる場合は右傍に（何）と記した。また脱字がある場合は同様に「何脱カ」と傍記した。いずれも同一巻においては初出のみとした。

なお、以下の頻出する当て字は原文書のままとし、傍記も略した。

已（||以下||已前・已来・已上）、簾々（||廉々）、奇特（||奇特）、性（||姓||↓百性・性名）、情（||精||↓出情）、訴詔（||訴訟）、操（||繰||↓繰上・繰合など）、太鞆（||太鼓）、茶椀（||茶碗）、丁（||町）、挑灯（||提灯）、町銘（||町名）、篇（||遍）、堀（||掘）、屋舗・屋舗（||屋敷）、曆（||歴）、録（||録||↓元録・永録）、抱（||拘||かかわる）、

④ 片仮名はそのままとし、変体仮名は同音の平仮名に改めた。

但し、ニ・而・者・江・茂・与・而已・并はそのままとし文字ポイントを下げ右寄せした。漢字の「得」「之」及び平仮名の「ぬ」「ゑ」もそのままとした。

⑤ 合字（方など）は平仮名に改めた。

⑥ 文中に記載されている年号・干支や諸々の数字・数値並びに役職名や続柄などは原文のままとした。

但し、年号と在職者が一致しないような誤記と史料される場合には該当箇所へ修正のルビを付した。

また、 μ は「合計」の意の場合のみそのままとし、「締」「貫」の意の場合はそれぞれの漢字で記した。

⑦ 欠損、または判読不明の文字は、□□：（字数分）、「」（字数不明）で示し、蝕損などは右傍に（虫損）（破損）などと記した。

⑧ 踊り字は、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」を用いた。大返し「くく」は仮名、及び仮名と漢字まじりの時に用いて、漢字だけの場合には「々々」を使用した。

⑨ 原文中の行間の補記は、原則として本文中に繰り入れた。

⑩ 抹消は原則二重線 \parallel で付した。
但し、本文内に他の抹消表示がある場合は、それを生かした。

本文内にある抹消表示は字配りと同じ位置に同じ表示で記載した。

また語句の見せ消しは正しい語句にて表記した。

⑪ 意味不明箇所については、右傍等に（ママ）を付した。

⑫ 印章は実際に押印されているものは㊦と表記し、文字で印と記されている場合はそのまま 印 と表記した。

⑬ 朱書は該当箇所を「」で括り、右傍肩に（朱書）と記した。
朱引きは右傍肩に（朱引）と記した。
また、（朱書）（朱引）等が同一の項目・箇所で大いに記載される場合には表示の煩雑を避けるために、その冒頭に注意書きを

付して（朱書）（朱引）の表示を省略した。例示は次の通り。

例 「注 この項目で多数記載されている「」内は（朱書）であり、………を表している。については、表示の煩雑を避けるために（朱書）の表示は省略した。」

⑭ 原則として台頭は三字あけ、平出は二字あけ、闕字は一字あけとした（数文字にわたる闕字の場合も一字あけで統一した）。

そのほか、日付や人名・役職名等が明確でなく空欄表示にしている場合は、日付は一字あけとし人名・役職名の場合は二字あけとした。

⑮ （ ）の無いルビなどは、原文書に振られたものである。

⑯ 人名で同一人にも拘わらず「嘉右衛門」と「加右衛門」などの混用が見られるが、統一せず、また「右衛門」と「左衛門」の様に「左・右」の混用も見られるが原則統一せず、これらはいずれも原文書の表記通りとした。

但し、役職者ではつきり判る者は該当箇所へ修正のルビを付した。

一、目次の作成にあたっては以下のように行った。

① 目録の番号は本文の番号と対応しているが、一部の表記を簡易なものに改めた。

② 内容が複数にわたるものについては、基本的に最初の文書の内容・年代を採録した。但し、枝番に相当する簡条が列記される場合は、枝番の内容ごとに目次を付した。

③ 年未詳の表記を省略したものがある。

④ 五役の者の頭のうち三名以上が連署している場合などは、三役頭のように表記した。

一、目次、及び巻末の人名索引の作成にあたっては、小人・中間などのように本来役職名に冠すべき「御」を原則として省略した。

一、本書の編集は東京都江戸東京博物館学芸員田中実穂・市川寛明が担当した。目次の作成にあたっては増田琴子氏（東京大学大学院）の協力を得た。なお、翻刻にあたっては江戸東京博物館友の会館蔵古文書翻刻プロジェクトの左記メンバーの協力を得た。この両者の協力がなければ本書は完成しえなかった。記して感謝したい

石本礼二 加藤喜代子 齊藤紀子 笹原一徳 高澤金吾

新倉隆一 本庄文江 宮 俊

（令和四年一月）

表1 「新古改撰誌記」の内訳

巻号	資料番号	表題	主な内容(「」は原文書から採録)
一	95201731	(諸達書・願書・伺書留帳)	寛政九年八月より文政元年十一月まで
二	95201732	(諸達書・願書・伺書留帳)	文政元年十二月より文政十年十二月まで
三	95201733	(諸達書・願書・伺書留帳)	文政十一年正月より天保三年十一月まで
四	95201734	(諸達書・願書・伺書留帳)	天保四年四月より天保十二年十二月まで
五	95201735	(諸達書・願書・伺書留帳)	天保十三年正月より嘉永四年三月まで
六	95201736	(諸達書・願書・伺書留帳)	嘉永五年正月より安政五年八月まで
七	95201737	(組筋・跡役之者覚書)	主に五役の頭の跡役人事について
八	95201738	(諸一件留)	逐電一件、追放一件、押込一件など
九	95201739	御役出 目付無役 跡抱	跡式・他場所出役・目付支配無役の仰渡など
拾	95201740	(御中間勤方及其他達留帳)	転役・装束・宿直・川筋御成の勤方、御移徒御参詣御出棺御供など
十一	95201741	御吉凶事并小金御鹿狩一件	吉事などの節の御供行列勤方、小金鹿狩御供など
十二			欠 本
十三	95201742	在方筋	在方御成の節の勤方、小金鹿狩御供など
十四	95201743	日光御参詣一件・巻・三冊之内(内題「日光御参詣并御留守中御用留・天」)	天保十四年度日光参詣へ出立前の記事
十五	95201744	日光御参詣一件・巻・三冊之内(内題「日光御参詣并御留守中御用留・地」)	天保十四年度日光参詣へ出立前と留守中の記事
十六	95201745	日光御参詣一件・巻・三冊之内(内題「日光御参詣并御留守中御用留・人」)	天保十四年度日光参詣へ出立後の記事
十七	95201746	天保度減方書類	諸所御成の節の雨天濡御手当減方に関する取調書など
十八	95201747	天保度減方書類(内題「御改革二付減方被仰渡其外申上御用留并辰年炎上之節焼失并損物申上覚」)	「御中間方役々并御番所向年々定式請取物減方之儀申上候書付」「御両丸御城内外御成御供人数書」
十九	95201748	天保度減方書類	「御本丸西丸御馬牽人濡御手当金調」「御炎上之節諸番所向部屋々諸道具焼失并損物取調申上候覚」など
二十	95201749	(御中間諸届留帳)	御旗指之者御厩より紋付筭拾取持帰候一件、御中間召捕揚屋入一件、御中間身持不宜二付久離一件など
廿一	95201750	御救金一件	御中間居宅類焼御救金一件、地震二付居宅潰類焼之者一件など
廿二	95201751	跡役・跡番	中間の諸掛跡役・跡番について
廿三			欠 本
廿四	95201752	隠居・家督伺・武冊之内	隠居家督、病死跡式、病免など
廿五	95201753	無役之者取扱一件	無役之者の隠居家督・跡式・帰番について
廿六			欠 本
廿七	95201754	借地・縁組・懸合済	養子・縁組・賃地・借地などに関する外向への掛合について
廿八	95201755	(諸事一件留帳)	日光御進献御馬牽人勤方、前田半次郎遠島一件、御三家御三卿方御立寄など
廿九	95201756	(切米支給二付諸事一件留帳)	拝領屋敷願類例、御乳御用、逐電一件など
三十	95201757	(諸達書・願書・伺書留帳)	嘉永七年九月より文久二年三月まで
卅一	95201758	(諸達書・願書・伺書留帳)	文久元年三月より十二月まで、後半は「皇妹和宮御方と御縁組被仰出より御婚礼済迄御書付」
卅二	95201759	(諸願・届・伺書方留帳)	「年番ニ而取扱品」「御中間御役成之節願書并御断り其外取扱候廉々書類文例」「跡役伺・跡番伺・跡抱伺・隠居家督伺・跡式伺・御奉公差免伺・直勤申上・濡御手当願・羽織御断・御役出願・右廉々文格并規則書方」
卅三	95201760	新古抱代々記	「寛政以前御抱入之者代々記」「新規御抱入之者代々記」
卅四	95201761	部屋住代々記	「従部屋住御抱入之者代々記」

※田原昇「江戸城内の運営と「五役」－「新古改撰誌記」より」(『東京都江戸東京博物館研究報告12号』2006年)掲載の表を一部改変した。

※巻号は原史料の表記に拠った。また表題、主な内容とも「」付きの文書は原文書から採録した。